

藤枝市集会所設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤枝市内の地域住民の自治意識の向上及び生活文化の振興を推進するため、集会所を設置する町内会、自治会又はその他の地縁による団体（以下「設置者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 地域住民の親睦を深め、生活文化の向上と健康の増進を積極的に推進する集会施設をいう。
- (2) 簡易老人憩いの家 高齢者が生きがいを高めるため、いつでも気軽に利用できる施設をいう。
- (3) 設置 集会所を新築、改築、購入、増築、修繕及び耐震補強をすることをいう。
- (4) 新築 新たに建物を建築することをいう。
- (5) 改築 既存の建物を取り壊し、新たな建物を建築することをいう。
- (6) 購入 既存の建物及び簡易老人憩いの家の備品を新たに購入すること（購入後に行う必要な改造を含む。）をいう。
- (7) 増築 既存の建物の床面積を増加させて建築することをいう。
- (8) 修繕 建物の維持管理上必要と認められる補修で、改築の程度に至らないものをいう。
- (9) 耐震補強計画 昭和56年5月31日以前に建築された集会所及び同日において工事中であった集会所のうち、藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付事務処理要領（平成11年9月6日付け藤建第209号）第5条の規定により行われた耐震診断の結果に基づき、木造の場合は耐震評点を1.0以上に、非木造の場合は $I_s/ET \geq 1.0$ にするための、補強計画の作成をいう。
- (10) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づき、木造の場合は耐震評点を1.0以上に、非木造の場合は $I_s/ET \geq 1.0$ にするための、補強工事をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び金額は、別表1及び別表2に定めるところによる。

(補助の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、特別の事由により、市長が特に必要と認めた集会所に対する補助については、別に定める。

(交付の申請及び概算払の承認申請)

第5条 設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、藤枝市集会所設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 集会所事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 位置図及び配置図
- (4) 設計図（新築、改築の場合）
- (5) 施工業者の見積書又は売買契約書（案）
- (6) 資金状況調べ（概算払い申請時のみ）
- (7) 耐震補強計画の場合にあっては、耐震診断結果報告書及び耐震補強計画の作成を行う者が静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安

第 196 号建築安全推進室長通知)に基づく静岡県耐震診断補強相談士又はこれと同等の知識を有する者であることを証する書類

- (8) 耐震補強工事の場合にあっては、耐震補強計画書及び耐震診断結果報告書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を受けようとする場合は、前項の規定による交付申請の際、併せて申請しなければならない。

3 提出期限

別に定める日まで

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請書に係る事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、藤枝市集会所設置費補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 7 条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金の遂行が困難になった場合
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5 年間保管しなければならないこと。

(軽微な変更)

第 8 条 前条第 1 号に定める軽微な変更とは、補助額の変更申請を行わない場合で、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 設置場所の変更
- (2) 補助対象事業費の 20 パーセントを超える変更
- (3) 補助対象事業費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更額が 20 パーセントを超える変更

(変更等の承認申請)

第 9 条 第 7 条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第 6 号様式）
- (2) 変更収支予算書（第 7 号様式）
- (3) 変更資金状況調べ（概算払申請時のみ）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第 10 条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、事業計画変更承認書（第 8 号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 設置者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して、20 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月

10日のいずれか早い日までに実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書（第10号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知（第11号様式）する。
（請求）

第13条 設置者は、補助金交付確定を受領した日から起算して14日を経過した日までに藤枝市集会所設置費補助金交付請求書（第12号様式）を提出しなければならない。
（補助金の交付等）

第14条 補助金は前条の規定による書類の提出があり、かつ、工事の完了が確認された後に交付する。ただし、設置者の申請に基づき市長が必要と認めたときは、概算払請求書（第13号様式）により補助金の全部又は一部を工事の完了前に交付することができる。

附 則（平成17年4月1日藤枝市告示第52号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月31日藤枝市告示第86号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日藤枝市告示第51号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日藤枝市告示第59号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日藤枝市告示第40号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日藤枝市告示第254号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月5日藤枝市告示第3号）

1 この告示は、公示の日からする。

2 この告示の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この告示による改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、調製して使用することができる。

附 則（平成31年2月20日藤枝市告示第32号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補 助 の 対 象	補 助 の 金 額
集会所の新築、改築又は購入に係る経費	対象経費の3分の1以内とし、800万円又は設置者の構成員の属する世帯数に1万円を乗じて得た額に600万円

(別表 2 に掲げる経費を除く。)	を加えて得た額のいずれか多い額とする。ただし、生涯学習の推進を図るための機能又は健康づくりの推進を図るための機能(常設で 30 m²以上の部屋を有するものに限る。)を有する場合は、当該限度額に 200 万円を加えて得た額を、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の 3 分の 1 以内の額又は 400 万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。
簡易老人憩いの家の新築、改築又は購入に係る経費 (別表 2 に掲げる経費を除く。)	設置者の構成員の属する世帯数に 1 千円を乗じて得た額に 200 万円を加えた額と、実際に要した額のいずれか少ない額とする。ただし、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の 3 分の 1 以内の額又は 400 万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。
集会所と簡易老人憩いの家を併設して新築、改築又は購入に係る経費 (別表 2 に掲げる経費を除く。)	対象経費(簡易老人憩いの家に係る分を除く。)の 3 分の 1 以内とし、800 万円又は設置者の構成員の属する世帯数に 1 万円を乗じて得た額に 600 万円を加えて得た額のいずれか多い額に、設置者の構成員の属する世帯数に 1 千円を乗じて得た額に 200 万円を加えた額と、実際に要した額のいずれか少ない額を加えた額とする。ただし、生涯学習の推進を図るための機能又は健康づくりの推進を図るための機能(常設で 30 m²以上の部屋を有するものに限る。)を有する場合は、当該限度額に 200 万円を加えて得た額を、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については、当該限度額に、敷地に生じた問題を解決するために要する経費の 3 分の 1 以内の額又は 400 万円のいずれか少ない額を加えた額を限度とする。
集会所の増築又は修繕に係る経費 (別表 2 に掲げる経費を除く。)	対象経費の 3 分の 1 以内とし、当年度、前年度及び前々年度に、この要綱により交付を受けた補助金と、当年度、前年度及び前々年度に、藤枝市地域防災拠点施設整備事業補助金交付要綱に基づいて、交付決定を受けた額の合計額を 100 万円から控除して得た額を限度とする。ただし、簡易老人憩いの家の部分を併設している場合にあって、その部分を併せて増築又は修繕したときは、当該限度額に 100 万円を加えた額を限度とする。
簡易老人憩いの家の増築又は修繕に係る経費 (別表 2 に掲げる経費を除く。)	対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、当年度、前年度及び前々年度の補助金の合計額が、100 万円を超えるときは、100 万円から前年度及び前々年度の補助金の合計額を控除して得た額を限度とする。

耐震補強計画	耐震補強計画の作成に要する経費の3分の2以内とし、木造集会所については20万円、非木造集会所については120万円を限度とする。
耐震補強工事	耐震補強工事に要する経費の3分の1以内とし、300万円を限度とする。
簡易老人憩いの家の備品購入に係る経費	対象経費の2分の1以内とし、当年度及び前4か年度の補助金の合計額は、50万円を限度とする。

別表2（第3条関係）

補助対象外経費
(1)土地の購入及び借入れに要する経費 (2)造成、地盤改良及び外溝工事に要する経費（ただし、新築に際し、当初予見できなかった敷地に生じた問題を解決するために要する経費で、市長が特に必要と認める場合については除く。） (3)植栽に要する経費 (4)解体撤去に要する経費 (5)工事及び購入の手續に要する経費及び事務に要する経費 (6)備品購入に要する経費（簡易老人憩いの家の備品は除く） (7)設計費及び測量試験費

第1号様式

年 月 日

藤 枝 市 長

様

集 会 所 の 名 称

自治会・町内会名

代 表 者 の 住 所

代表者の役職名

代 表 者 の 氏 名

(電話番号 ー)

藤枝市集会所設置費補助金交付申請書

年度において、集会所を設置したいので藤枝市集会所設置費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定のうえは、概算払されるようあわせて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 概 算 払 の 承 認

(1) 金 額 円

(2) 理 由

(3) 時 期 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 集会所事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 位置図及び配置図
- (4) 設計図(新築、改築の場合)
- (5) 施工業者の見積書
- (6) その他(写真など)

第2号様式

集 会 所 事 業 計 画 書

集 会 所 の 名 称	
代 表 者	
設 置 場 所 (設 置 予 定 地)	所在地番 藤枝市 地 目 地積 m ² 住 所 藤枝市 所有者 氏 名
設 置 建 物 (新築、改築又は購入の 場合は予定建物、増築 又は修繕の場合は従前 建物により記入する。)	構 造 床 面 積 1 階 m ² (集会所部分 m ²) 2 階 m ² (集会所部分 m ²) 計 m ² (集会所部分 m ²)
事 業 の 概 要 (明細は別紙のこと)	・ 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) ・ 内容程度 (増面積等) ・ 工事(事業)請負業者 ・ 工 期 年 月 日から 年 月 日まで ・ 工事(事業)費概算 円 ・ 収容人数 人 ・ 土地購入予定価格 円 ・ その他参考事項

第3号様式

收支予算書

収入の部

費 用	予 算 額	備 考
藤枝市補助金	円	
計		

支出の部

費 用	予 算 額	備 考
	円	
計		

第4号様式

第 号
年 月 日

様

藤 枝 市 長

藤枝市集会所設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった藤枝市集会所設置費補助金の交付については、
適当と認め、次のとおり交付額を決定したので通知します。

なお、概算払いについても、あわせて承認します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 交 付 の 条 件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市集会所設置費補助金交付要綱を遵守すること。

3 概 算 払 い 承 認

(1) 金 額 円

(2) 時 期 年 月 日 頃

第5号様式

事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 様

集 会 所 の 名 称

自治会・町内会名

代 表 者 の 住 所

代表者の役職名

代 表 者 の 氏 名

(電話番号 ー)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた集会所設置事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変 更 後	円
(2) 変 更 前	円
(3) 差 引 額	円

4 概算払の変更承認申請

(1) 時 期	
(2) 金 額	円
(3) 理 由	

第6号様式

変 更 事 業 計 画 書

集 会 所 の 名 称			
代 表 者			
設 置 場 所 (設 置 予 定 地)	所在地番 藤枝市 地 目 地積 m ² 住 所 藤枝市 所有者 氏 名		
設 置 建 物 (新築、改築又は購入の 場合は予定建物、増築 又は修繕の場合は従前 建物により記入する。)	構 造 床 面 積 1 階 m ² (集会所部分 m ²) 2 階 m ² (集会所部分 m ²) 計 m ² (集会所部分 m ²)		
事 業 の 概 要 (明細は別紙のこと)	・ 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) ・ 内容程度 (増面積等) ・ 工事(事業)請負業者 ・ 工 期 年 月 日から 年 月 日まで ・ 工事(事業)費概算 円 ・ 収容人数 人 ・ 土地購入予定価格 円 ・ その他参考事項		

注：変更部分を朱書すること。

第7号様式

変 更 収 支 予 算 書

収入の部

費 用	予 算 額（変更前）	予 算 額（変更後）	備 考
藤枝市補助金	円	円	
計			

支出の部

費 用	予 算 額（変更前）	予 算 額（変更後）	備 考
	円	円	
計			

第8号様式

事業計画変更承認書

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

年 月 日付け申請のあった 年度集会所設置事業の事業計画変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

(1) 変 更 後	円
(2) 変 更 前	円
(3) 差 引 額	円

3 概算払の変更承認

(1) 時 期	
(2) 金 額	円
(3) 理 由	

集 会 所 の 名 称	
設 置 場 所 (設 置 予 定 地)	所在地番 藤枝市 地 目 地積 m ² 住 所 藤枝市 所有者 氏 名
設 置 建 物 (新築、改築又は購入の 場合は予定建物、増築 又は修繕の場合は従前 建物により記入する。)	構 造 床 面 積 1 階 m ² (集会所部分 m ²) 2 階 m ² (集会所部分 m ²) 計 m ² (集会所部分 m ²)
事 業 の 概 要 (明細は別紙のこと)	・ 事業の種別 (新築、購入、増築、改築、修繕、耐震補強計画、耐震補強工事) ・ 内容程度 (増面積等) ・ 工事(事業)請負業者 ・ 工 期 年 月 日から 年 月 日まで ・ 工事(事業)費 円 ・ 土地購入予定価格 円 ・ その他参考事項

上記のとおり報告します。

年 月 日

藤 枝 市 長 様

自治会・町内会名
代 表 者 の 住 所
代表者の役職名
代 表 者 の 氏 名

第10号様式

収 支 決 算 書

収入の部

費 用	予 算 額	決 算 額	備 考
藤枝市補助金	円	円	
計			

収出の部

費 用	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
計			

第 1 1 号様式

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

補助金の交付について（確定）

年 月 日付け 第 号により決定した 年度集会所設置費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第12号様式

年 月 日

藤 枝 市 長 様

集 会 所 の 名 称
自治会・町内会名
代 表 者 の 住 所
代表者の役職名
代 表 者 の 氏 名

印

藤枝市集会所設置費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の確定を受けた藤枝市集会所設置費補助金を請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

金融機関名・店名	
☐座種別 ☐座番号	
フリガナ 名義	

第13号様式

概 算 払 請 求 書

金

円

ただし、 年 月 日付け、 第 号により補助金交付の決定を受けた
藤枝市集会所設置費補助金として、上記のとおり請求いたします。

年 月 日

藤 枝 市 長 様

集 会 所 の 名 称

自治会・町内会名

代 表 者 の 住 所

代表者の役職名

代 表 者 の 氏 名

印

1 口座振込先金融機関名

銀 行

信用金庫

J A大井川

支 店

2 口座名義

3 口座種別・口座番号

普通・当座

口座番号